

ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ

投資一任契約に係る契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

株式会社 FOLIO  
株式会社愛媛銀行

この書面には、お客様が、株式会社愛媛銀行(以下「提携金融機関」といいます。)の代理により、株式会社 FOLIO (以下「FOLIO」といいます。)との間で、ひめぎんラップ/ROBO PRO AI ラップ(以下、「本サービス」といいます。)に関する投資一任契約約款をその内容とする投資一任契約(以下「本契約」といいます。)を締結していただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は契約締結前にご確認ください。

- 本契約では、FOLIO がお客様より金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部を一任され、後述の運用の基本方針(以下「運用方針」といいます。)に基づき、お客様の資産の運用を行います。
- 本契約では、投資の対象として運用する有価証券は、FOLIO が運用方針に則して選定した国内公募投資信託(以下「対象投資信託」といいます。)とします。
- 本契約は、対象投資信託への投資により運用を行いますので、運用資産の時価評価額は大きく変動する可能性があります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
- 本契約に係る口座は、提携金融機関の口座とします。また、対象投資信託の取得及び売却は、FOLIO の指図に基づいて提携金融機関が行います。

報酬等について

(1)報酬の料率

本契約に基づく報酬の料率は、運用として保有する投資信託(以下「保有投資信託」といいます。)の時価評価額に応じ、以下のとおりとします。

保有投資信託の時価評価額	報酬の料率(年率・税込)
500万円以下の部分	1.98%



② 本契約が終了することとなり、かつ保有投資信託の売却に係わる受渡日のうち最も遅い日が月末最終営業日の前営業日以前である場合

● 運用資産からの徴収

当月1日から期間満了又は解約に係る売却の約定日までにおける各報酬基準日の日次報酬額を合計した金額（ただし、1円未満の端数は切り捨てます。）を、当該期間満了又は解約に係る保有投資信託の売却の最も遅い受渡日に金銭にて返還すべき運用資産から一括して徴収します。この場合において、月内に一部換金があったときは、当該一部換金に際して提携金融機関が FOLIO を代行して既に徴収した額を控除して徴収します。

(4) その他の費用等

対象投資信託には、その約款の定めに従い、信託報酬及び信託事務諸費用等が設定されており、お客様は間接的にこれらを負担します。対象投資信託の信託報酬は一律に時価評価額に対して年率 0.1606%（税込）、これに加えて対象投資信託が投資する上場投資信託（ETF）の信託報酬等がかかります。お客様の実質的なご負担は、対象投資信託の運用状況等により変動するため、事前に具体的な金額やその計算方法を示すことができません。詳細は、対象投資信託の目論見書等をご確認ください（上記の料率は 2023 年 12 月 23 日付の目論見書に基づくものであり、将来、変更される可能性があります。）。

**投資一任取引に係るリスク**

1. 本契約に基づき FOLIO が行った運用の損益は、すべてお客様に帰属します。
2. 本契約では、対象投資信託への投資により運用を行いますので、下記の 3、4 のような原因で運用資産の時価評価額は大きく変動する可能性があります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
3. 対象投資信託は、外国金融商品市場に上場している投資信託（ETF）を組入れることにより運用を行いますので、金利水準、株式相場、不動産相場、商品（コモディティ）相場等の変動による組入れ有価証券の値動き及び為替相場変動等に伴い、対象投資信託の基準価額も変動します。これらの要因により対象投資信託の基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。
4. 対象投資信託に実質的に組み込まれた株式や債券等の発行者の倒産や信

用状況等の悪化により対象投資信託の基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。

5. やむを得ない事情がある場合は、保有投資信託の換金までに所定の日数以上を要することや解約が制限されることがあります。
6. 本契約では、別途お客様から各種の申出があった場合等、一部換金又は解約の申出を行えない時間帯（手続休止期間）があるため、お客様が一部換金又は解約をご希望された際に即時に対応できない場合があります。そのため、その間に対象投資信託の基準価額が下落することがあります。

#### クーリングオフについて

本契約及びその締結の代理等に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による解除）の規定の適用はありません。

#### 本契約及びその締結の代理等の概要

- 本契約は、FOLIO が、お客様から有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を一任されるとともに、当該投資判断に基づいてお客様のために投資を行うのに必要な一切の権限を委任されることを内容とするものです。
- 提携金融機関は FOLIO を代理して、お客様と FOLIO との本契約締結に係る業務を行います。また本契約に係る口座は、提携金融機関の口座とします。
- FOLIO は、お客様から投資を行うために必要な一切の権限の委任を受けて、お客様のために、運用資産を対象投資信託に投資するため、対象投資信託の取得又は保有投資信託の売却について提携金融機関に指図します。
- 提携金融機関は、FOLIO の指図に従い対象投資信託を取得し又は保有投資信託を売却します。
- 本契約の具体的な契約内容等については、本書面及び投資一任契約約款をご参照ください。

#### 運用の基本方針

複数の対象投資信託への投資により、株式・債券・不動産・コモディティといったアセットに分散投資します。AlpacaTech 株式会社から提供される対象投資信託の投資効率に係る予測情報を Black-Litterman モデルに利用して各対象投資信託の保有比率を算出して投資します。リバランスの際は、長期トレンドのみならず中短期的なトレンドにも着目して、ダイナミックにポートフォリオをリバランスすることにより、機動的な運用を目指します。

#### 投資の方法及び取引の種類

- FOLIO が行う運用は、お客様と締結した本契約に基づく個別運用です。

- 本契約に基づき金銭を拠出する場合、お客様は提携金融機関に申し出るものとします。本契約締結後、最初に金銭を拠出した後、追加で金銭を拠出することができます。
- FOLIO は、後述する投資判断者の投資判断に基づいて、運用方針を踏まえた構成比率に応じて対象投資信託の取得を提携金融機関に指図します。
- FOLIO は、保有投資信託のポートフォリオについて、運用方針を踏まえた構成比率に応じて、適時適切にその構成比率を適切な状態に戻すような調整（リバランス）を行います。また、銘柄入替（リアロケーション）を行うことがあります。
- 対象投資信託に係る市場の動向その他の状況に対応するため、又は、報酬に充当するために、お客様が拠出した金銭等の一部について投資を行いません。また、運用資産中に報酬に充当するに足りる金銭がない場合には、報酬に充当するために必要な範囲で保有投資信託の一部売却を行います。
- 本契約終了時は、保有投資信託の全部を売却し、金銭をお客様に返還します。
- 本契約締結後、最初にお客様が拠出する金銭の額は、50 万円以上 1 万円単位とします。

## 投資判断者

廣瀬達也

## 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

FOLIO は、本契約に基づいて、お客様から、投資判断の全部の一任を受けるとともに、投資を行うために必要な一切の権限（売買発注権限等）の委任を受けて、投資を実行します。

## 投資一任契約の終了事由

次の事由により保有投資信託の全部を売却し、運用資産を金銭により返還したときに、本契約は終了します。

- お客様から FOLIO の定める方法により解約の申出があった場合
- 本契約の有効期間満了の場合（本契約を更新する場合を除きます。）
- 次の場合において、FOLIO が解約したとき
  - お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合
  - 運用資産又は一部換金に係る保有投資信託の売却により得た代金に対する仮差押、仮処分、差押え、公租公課の滞納処分があったとき
  - お客様について支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき
  - お客様が電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
  - お客様が死亡したとき又は本邦の非居住者になったとき
  - お客様が以下の各号に該当すると認められたとき。
    - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）

- ② 暴力団員等を利用し、暴力団員等に対して資金、便宜を提供するなどの関与を行い又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ③ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて、FOLIO の信用を毀損し、又は FOLIO の業務を妨害する行為等を行うこと。
- お客様が提携金融機関に対し、所定の手続きにより提携金融機関口座若しくは本サービスの利用に必要な提携金融機関のサービスの終了を申し出たとき、又はこれらに関する廃止事由に該当すると提携金融機関が判断したとき。
  - お客様との取引が、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項に規定する取引に該当するとFOLIO又は提携金融機関が判断したとき。
  - 上記のほか、本契約を終了することが適当と認められる事由又はやむを得ない事由があったとき

#### 投資一任契約に関する租税の概要

投資対象となる投資信託の分配金や譲渡益に対する課税は、国内投資信託の取扱いと同様です。

本契約に係る報酬は、必要経費として算入が可能です。

特定口座をご利用の場合、本サービスによる特定預かりの損益（本契約に係る報酬を含む）は、本サービス以外の特定預かりの損益と通算されます。

詳細については、税務署又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

#### FOLIO の概要

商号等	株式会社 FOLIO 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2983 号
本店所在地	〒102-0082 東京都千代田区一番町 16-1 共同ビル一番町
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	50,000,000 円（2023 年 3 月現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2015 年 12 月
連絡先	FOLIO カスタマーサービス 電話：050-3181-6451（有料） 受付時間：平日 10:00～16:00

E-mail : [cs-ia@folio-sec.com](mailto:cs-ia@folio-sec.com)

## FOLIO が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

FOLIO が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業、同条第 4 項の規定に基づく投資運用業です。本契約に関する運用業務は、投資運用業に含まれる投資一任契約に係る業務です。FOLIO は本契約に基づきお客様より投資判断の全部の一任を受け、投資を行うために必要な一切の権限の委任を受けて投資を実行します。

## 提携金融機関の概要

商号等	株式会社愛媛銀行 登録金融機関 四国財務局長（登金）第 6 号
本店所在地	〒790-8580 愛媛県松山市勝山町 2 丁目 1 番地
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	21,367 百万円（2023 年 3 月現在）
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月	昭和 18 年 3 月
連絡先	代表電話 089-933-1111（お客様サービス部） またはお取引のある本支店にご連絡ください。 受付時間：平日 9:00-17:00

## 提携金融機関が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

提携金融機関が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第 28 条第 3 項の規定に基づく投資助言・代理業、同条第 5 項の規定に基づく有価証券等管理業務および同条第 8 項の規定に基づく有価証券関連業の一部です。提携金融機関は、投資助言・代理業の業務として、FOLIO を代理して、お客様と FOLIO との本契約締結に係る業務を行います。また、有価証券関連業および有価証券等管理業務として、FOLIO の指図に基づく対象投資信託の取引の執行、お客様の運用資産の管理等を行います。

## FOLIO の外部監査について

### 1. 財務諸表監査の有無：有

#### 【財務諸表監査の概要】

監査人の名称：有限責任 あずさ監査法人

財務諸表監査の対象事業年度：第 8 期（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日）

## 監査意見の類型

会社法第 436 条第 2 項第 1 号：無限定適正意見

2. 財務報告に係る内部統制の監査の有無：無
3. 受託業務に係る内部統制の保証業務の有無：無
4. グローバル投資パフォーマンス基準準拠に係る検証の有無：無

## FOLIO による紛争解決措置

FOLIO は、金融庁から指定紛争解決機関としての指定を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) は、

- ・金融商品取引の勧誘や制度等に関するお客様からのご相談、苦情の受付窓口
- ・金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申出及びあっせんの申立てについて、公正中立な立場から迅速かつ透明度の高い処理を図ります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

所在地：103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話：0120-64-5005

平日 9:00～17:00 (振替休日を含む祝日、12月31日から1月3日を除く)

ホームページ：<http://www.finmac.or.jp/>

## 提携金融機関による紛争解決措置

愛媛銀行が行う登録金融機関業務における苦情・ご意見を受けるための窓口および利用する外部機関は次のとおりです。

- ・愛媛銀行窓口 連絡先：お客様相談所 電話番号 089-933-1111
- ・一般社団法人全国銀行協会

または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005